

増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準

1 目的

この基準は、小規模貯水槽等における衛生問題の解消、省エネルギーの推進などを図り、需要者への給水サービス向上に寄与することを目的に、4階建て又は5階建て建築物に限り、直結増圧式給水設計施行基準（平成14年12月6日制定。）第12項に規定する直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）の設置を猶予する特例に関して必要な事項を定めるものとする。

2 定義

特例直結直圧式給水とは、直結直圧式給水での給水が認められていない4階建て又は5階建ての建築物において、配水管の水圧で末端の給水栓まで直結直圧式給水が可能な場合には、給水に支障がない間に限り、特例として増圧装置の設置を猶予し、建築物内の全てを直結直圧式とする給水をいう。

3 適用要件

特例直結直圧式給水の適用要件は、次のとおりとする。

(1) 対象区域は、給水区域内のうち、次の条件をすべて満たす区域とする。

ア 給水引込管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。

イ 配水管から給水引込管を分岐する箇所において、4階建て建築物の場合は最小動水圧が0.25MPa以上、5階建て建築物の場合は0.30MPa以上確保できること。

(2) 対象建築物は、次の条件をすべて満たす建物とする。ただし、特別に鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合はこの限りではない。

ア 瞬時最大給水量が530ℓ/min以下であること。

イ 給水管口径が75mm以下であること。

ウ メーター口径75mm以下であること。

(3) 適用除外とする建築物

給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）で、受水槽式給水とすることが必要とされている次に掲げる建築物は、対象外とする。

ア 病院など、災害又は事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの

イ 一時的に多量の水を必要とするもの又は使用水量の変動が大きいものなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの

ウ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの

エ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの

オ その他、特例直結直圧式による給水が困難なもの

4 給水方式の併用

特例直結直圧式給水と直結増圧式給水又は受水槽式給水との併用は認めない。

5 既設の受水槽式給水からの改造

受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。

ア 水圧試験（0.75 MPa）を行い漏水のないもので、特例直結直圧式給水に対応できるものであること。

イ 水質検査を行い水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に適合していること。

ウ 配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。

エ 給水引込管、メーター口径が水理計算を満たすものであること。

6 事前協議等

(1) 事前協議

特例直結直圧式給水による給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事事業者」という。）を通じて、特例直結直圧式給水事前協議書（様式第1号）を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。

また、指定給水工事事業者は、特例直結直圧式給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現地調査を十分に行うものとする。

(2) 事前協議結果の回答

管理者は、前号の事前協議の結果を特例直結直圧式給水事前協議回答書（様式第2号）により、申込者に回答するものとする。

7 給水装置工事の申込み

申込者は、前項の事前協議の結果、特例直結直圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事事業者を通じ、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）、以下「規程」という。）に定める様式第1号）に特例直結直圧式給水に関する誓約書（様式第3号）を添付し、管理者に提出すること。

8 設計

(1) 配水管からの分岐

ア 分岐可能な配水管の口径は、原則として50 mm以上300 mmまでとする。

イ 分岐できる給水引込管の口径は、分岐可能な口径（表-1）のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所や、中高層の建物が集中している箇所については、別途その都度関係課と協議するものとする。

表－1 分岐可能な口径

配水管口径	分岐できる給水引込管の口径
50 mm	40 mm以下
75 mm	50 mm以下
100 mm以上300 mm以下	75 mm以下

ウ 同一敷地への引込管は原則として1か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。

(2) 水理計算

設計水圧は次のとおりとする。

建築物の階数	設計水圧
4階建て	0.25 MPa
5階建て	0.30 MPa

(3) メーターの設置

ア メーター口径は、同時（瞬時最大）使用水量等を考慮し、施行基準に規定する水道メーター口径決定表に基づき、適正なものを選定する。

イ 基本となるメーター（以下「基本メーター」という。）の設置位置については、配水管の分岐箇所にもっとも近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所とする。

ウ 規程第27条第1項の規定の適用を受けようとするときの各戸のメーター設置については、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成23年3月23日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」によるものとする。

エ 所有者の負担となる水道メーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。

(4) メーターバイパスユニット

基本メーター取替え時の断水による影響を回避するため、原則としてメーターバイパスユニットを設置するものとする。ただし、専用住宅や小規模な事務所ビルなど、断水による影響が少ないものについてはこの限りではない。

ア メーターバイパスユニットは、管理者が承認した製品とする。

イ メーターバイパスユニット直近流入側には、止水栓又は仕切弁を設置すること。

(5) 吸排気弁

立上がり管の末端に吸排気弁を設置すること。

(6) 直圧用給水栓

将来、増圧装置を設置する場合は、増圧装置の故障時又は停電時の断水に備え、増圧系統以外に直圧用給水栓を設置すること。

(7) 増圧装置の設置スペースの確保

当該建物の階数、使用水量、配水管の水圧、その他の事情により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、増圧装置を設置しなければならないので、あらかじめそのスペースを確保

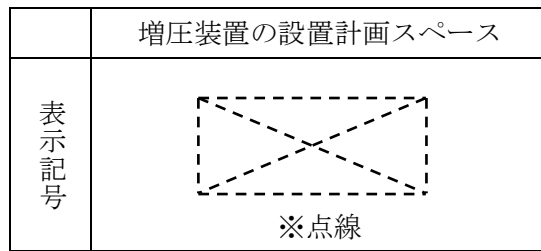
すること。

【参考寸法】

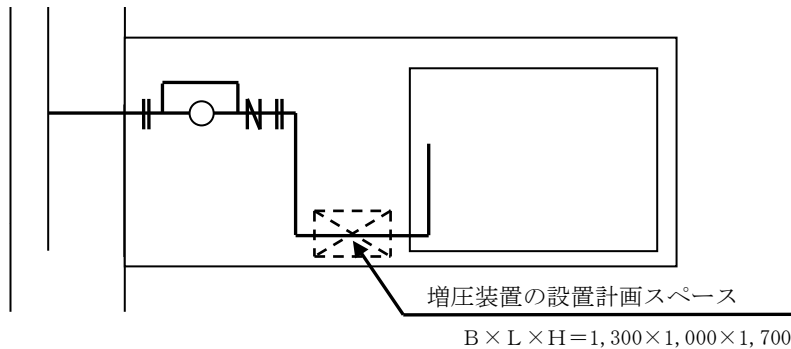
単位：mm

口径	横幅 (B)	奥行 (L)	高さ (H)
25	1,200	900	1,600
40	1,300	1,000	1,700
50	1,300	1,000	1,700
75	1,800	1,100	1,800

図式記号 図面に使用する表示記号は次のとおりとする。



表示例 増圧装置を設置する場合のために確保した計画スペースを平面図に記載する。



(8) 太陽熱利用温水器

太陽熱利用温水器を給水装置に直結して使用する場合の最高水栓等は、最上階の屋上までとする。ただし、その給水管の分岐箇所に逆流防止装置を設置するものとする。

(9) 屋上散水栓

最上階の屋上に散水栓(屋上での水撒きを使用するものに限る。以下同じ。)を設置する場合は、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。

付 則 (平成25年1月28日制定)

この基準は、平成25年4月1日から施行するものとする。

付 則 (令和3年3月26日制定)

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

申込者 住所

氏名

電話番号

特例直結直圧式給水事前協議書

特例直結直圧式給水を行いたいので、増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準第6項の規定に基づき、事前協議書を提出します。

給水装置場所	鹿児島市	町	番地
		丁目	番 号
指定給水装置 工事事業者 (No.)	事業者名		
	住所		
	電話番号		
	担当者		
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
添付書類	位置図、配管詳細図、平面図、給水装置立体図 水理計算書、既設給水設備図 その他 ()		

工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新設 , <input type="checkbox"/> 改造		給水装置番号 第 _____ 号				
建 物 概 要	建物階数	<input type="checkbox"/> 4階建(地下 _____ 階) , <input type="checkbox"/> 5階建(地下 _____ 階)					
	工事内容	<input type="checkbox"/> 新築建物 , <input type="checkbox"/> 既存建物(増改築:有・無)					
	建物種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 , <input type="checkbox"/> 店舗等付住宅 , <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 共同住宅 , <input type="checkbox"/> 店舗等付共同住宅 , <input type="checkbox"/> その他					
給 水 方 式	<input type="checkbox"/> 特例直結直圧式 , <input type="checkbox"/> 井水等の併用						
給 水 戸 数	住 宅	戸	mm	内 4 ~ 5 階 部 の 戸 数	住 宅	戸	mm
	店 舗	戸	mm		店 舗	戸	mm
	事 務 所	戸	mm		事 務 所	戸	mm
	そ の 他	戸	mm		そ の 他	戸	mm
	計	戸					
計 画 使 用 水 量	ℓ/分		m ³ /日				
給水器具の最高高さ	配水管の布設道路面から _____ m						
4~5階部で 特に水圧の必要な 器具の有無	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 給湯器 作動水圧 (_____ MPa)					
	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 省スペース型トイレ:タンクレス式・ハイブリッド式 作動水圧 (_____ MPa) <input type="checkbox"/> その他 器具名 (_____) 作動水圧 (_____ Mpa)					
配 水 管	口径 _____ mm	管種:	<input type="checkbox"/> 局施設, <input type="checkbox"/> 個人管				
給 水 管	口径 _____ mm	管種:	<input type="checkbox"/> 新設 , <input type="checkbox"/> 既設				
基本メーター	口径 _____ mm	メーターバイパスユニット	<input type="checkbox"/> 有り , <input type="checkbox"/> 無し				
直圧用給水栓	<input type="checkbox"/> 有り, <input type="checkbox"/> 無し						
検 針 方 式	<input type="checkbox"/> 普通式 , <input type="checkbox"/> 遠隔式 , <input type="checkbox"/> 一括式 , <input type="checkbox"/> 未 定						

水 道 局 記 入 欄	配 水 系 統 及 び 配 水 管 水 圧 等	配水池系			
		所管浄水場			
		標高差	配水池低水位	_____ m	
			申請地標高 約	_____ m	
			標 高 差 約	_____ m	
		水圧測定場所	ブロック番号 _____ , 消火栓番号 _____		
		水圧測定年月	年 _____ 月 _____ 日 ~ 年 _____ 月 _____ 日		
	最高水圧	_____ MPa	最低水圧	_____ MPa	
備 考					

.....
..... 様

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
水 道 局 長

特例直結直圧式給水事前協議回答書

年 月 日付の事前協議について、下記のとおり回答いたします。

記

特例直結直圧式給水は施行可能です。

1. 給水装置工事の申請にあたっては、「特例直結直圧式給水に関する誓約書」の添付が必要となりますので、その内容を十分確認のうえ、協議内容に基づき申請手続きを行ってください。
2. 建築規模や計画使用水量等が変更になる場合は、再度協議が必要となります。

特例直結直圧式給水は、施行承認できません。

特例の適用はできませんので、増圧装置の設置又は他の給水方式の選択を検討してください。

理由：.....
.....
.....
.....

特例直結直圧式給水に関する誓約書

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者 殿

私は、下欄の場所の給水装置について、増圧装置の設置を猶予する特例の適用による給水方式（特例直結直圧式給水方式）での給水装置工事及びその給水をしたいので、増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準に定めるもののほか下記の事項を誓約します。

給水装置番号	第 号		
給水装置場所	鹿児島市	町	番地
		丁目	番 号

記

（増圧装置等の設置）

1. 当該建物の階数、使用水量、配水管の水圧、その他の事情により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、あらかじめ確保したスペースに増圧装置^{※1}、減圧式逆流防止器及び直圧用共用水栓を設置します。なお、その際には、水道局へ給水装置工事の申請を行います。

※1 水道協会規格の水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130）又は同等以上の増圧装置

（使用者等への周知）

2. 水道局の本管工事もしくはメーター取替作業等の計画的工事又は緊急工事等によって断水になる場合には、水の使用ができないことを当方にて使用者へ周知します。

（損害の補償）

3. 特例直結直圧式給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、水道局もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、当方にて責任を持って補償します。

（出水不良に伴う責務）

4. 出水不良が発生した際に、増圧装置が設置されていないことに起因する給水の支障及びこれに伴う損害、並びに増圧装置の設置費用に関して、水道局に対して責任を問いません。

（所有者等の変更）

5. 給水装置の所有者等に変更があった場合は、この誓約事項を継承し、速やかに所有者等の変更を届け出ます。

年 月 日

誓約者	住所・氏名 (法人にあってはその代表者の氏名)	(印) 自署の場合は押印不要